産業廃棄物	造成等の施工による一時的な影響	一　予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 二　予測地域 対象事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間
	地形改変及び施設の存在	一　予測の基本的な手法 イ　産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ　適切な処理・処分の方策の把握 二　予測地域 対象事業実施区域 三　予測対象時期等 発電事業の終了時
残土	造成等の施工による一時的な影響	一　予測の基本的な手法 残土の排出量の把握 二　予測地域 対象事業実施区域 三　予測対象時期等 工事期間

備考

一　この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

二　この表において「土地の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

三　この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要であるものをいう。

四　この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

五　この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要であること、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六　この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している眺望する場所をいう。

七　この表について「主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいう。

八　この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

○国土交通省令第十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条の三第三号の規定に基づき、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「、株主資本等変動計算書及び注記表」を「及び財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

第十四条第二項中「書類」を「財務に関する事項を記載した一覧表」に改める。

別表第十三を次のように改める。